朝見　行弘　弁護士 久留米大学法科大学院教授

製造物責任法における責任主体

製造物責任における賠償義務者

無過失責任としての製造物責任は、製造物にかかわる事業によって利益を得ている者にその製造物の欠陥に起因する損失をも負担させるべきであること（報償責任）、危険の内在する製造物を流通させた者にその危険が現実化した場合における損失を負担させるべきであること（危険責任）、複雑かつ高度な技術を応用した製造物について消費者は製造物の流通にかかわる専門家としての事業者を信頼する以外に自らの安全を確保する手段を持たないこと（信頼責任）にその根拠を有している*1。

無過失責任に基づく製造物責任の責任主体については、製造物の販売業者をもって賠償義務者とし、その範囲を広くとらえる考え方*2と、製造業者（表示製造業者を含む）および輸入業者をもって一次的な賠償義務者としたうえで、これらを特定することができない場合に限り、製造物の供給業者をもって二次的な賠償義務者とする考え方*3に大きく分かれている。

製造物責任法は、その責任主体を「製造業者等」に限定し（法3条）、①製造業者および輸入業者（法2条3項1号）、②表示製造業者（同項2号）、③実質的製造業者（同項3号）の3類型をもって「製造業者等」と定義しており、非製造業者である販売業者や供給業者を除外するとともに、「実質的製造業者」を加えた点において、その特徴を有している。

■ 製造業者

製造物責任法は、「当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者」（「製造業者」）をもって、その責任主体である「製造業者等」に含まれるものと規定している（法2条3項1号）。そして、ここにいう「製造」とは、原材料に人の手を加えることによって、新たな物品を作り出すことであり、「加工」とは、原材料の本質を保持させつつ新しい属性ないし価値を付加することをいうものと解されている*4。そして、新たな製品を作り出す行為としての「製造」には、その製品の「企画」および「開発」も含まれるものと解すべきであろう。また、「業として」とは、ある行為が反復継続して行われることを意味し、その行為が営利を目的とするものであるか否かを問わないものとされている*5。

製造物責任法における責任主体としての製造業者には、最終製品の製造業者のみならず、部品や原材料の製造業者も含まれる。すなわち、欠陥のある部品や原材料の製造業者は、それら

の部品や原材料が組み込まれた製品に起因する損害について、それらの製造業者とともに製造物責任を負うことになる。ただし、部品や原材料の欠陥がそれらの部品や原材料が組み込まれた製品の製造業者によって与えられた設計に関する指示に起因する場合において、部品や原材料の製造業者の免責が認められている（法４条２号）。

製造物が外国において製造された場合については、その製造業者が製造物責任法における責任主体となるといっても、訴訟や執行についての便宜を考えるならば、必ずしも被害者である消費者の保護に十分であるとはいえない。そこで、製造物責任法は、そのような外国の製造業者によって製造された製造物を国内に輸入した輸入業者をもって、製造業者の範囲に含め、その責任主体として規定している（法２条３項１号）*6。

■ 表示製造業者

製造物責任法において、「表示製造業者」とは、「自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者」（法２条３項２号前段）および「当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者」（同号後段）をいうものと定義されている。これら表示製造業者は、実際に製造物を製造、加工または輸入していないにもかかわらず、製造業者としての表示あるいは製造業者と誤認させるような表示を製造物に付すことによって、消費者に対して製造物に関する信頼を与えていることから、製造物責任法に基づく製造物責任を負うべきものとされたのである。

「自ら当該製造物の製造業者として当該製造物に氏名等の表示をした者」としては、OEM（Original Equipment Manufacturing）製品*7について製造業者としての表示を付した者が、その最も典型的な例である。この場合において、OEM製品の供給を受けた相手先の事業者は、実際にその製品を製造した製造業者とともに、表示製造業者として製造物責任法に基づく賠償責任を負うことになる。なお、表示製造業者は、「製造業者として」の表示を付することが必要であり、「製造者」、「製造元」、「謹製（きんせい）」、「輸入者」、「輸入元」などの表示を伴う場合がこれに当たる。

「当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者」としては、PB（Private Brand）製品としてブランド名のみを付した者やフランチャイズ契約によってブランド名の使用を許諾した者などを挙げることができる。すなわち、この場合においては、製造業者としての表示がなされておらず、単に氏名やブランド名が表示されているに過ぎないが、消費者は、これらの表示をもって製造業者を示すものと誤認する可能性が高く、その信頼を保護する必要が認められる。したがって、製造物に商標のみが表示されている場合であっても、その商標権者をもって製造業者であると消費者が誤認する可能性が存在する以上、商標権者は表示製造業者として製造物責任法に基づく製造物責任を負うことになる。また、製造業者あるいは製造業者と誤認させるような表示は、製造物の本体またはパッケージに付されることが必要であるとされているが*8製造物の本体またはパッケージにその表示が付されている限り、その表示が製造業者と誤認させるものであるか否かは、広告宣伝などその他の要素をも考慮し、社会通念に照らして客観的に判断すべきである。

消費者が当該製造物の製造業者であると誤認するか否かは、当該製造物に付された「氏名等の表示（氏名、商号、商標その他の表示）」を全体的に考慮して判断すべきものであり、他の事業者の名称が製造業者として明記されていることのみをもって「表示製造業者」であることが否定されるものではない*9。

■ 実質的製造業者

製造物責任法において、「実質的製造業者」とは、「当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物の実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者」（法２条３項３号）をいうものと定義されている。

製造物責任法は、製造物の販売業者をもってその責任主体として規定しておらず、製造物に製造業者と販売業者の表示が付されていた場合においては、製造業者のみが同法に基づく製造物責任を負うことになり、販売業者は民法上の不法行為責任を負うにとどまることになる。しかし、その流通の実態に照らしてみると、販売業者が製造物に関する設計上あるいは製造上の指示を与え、その製造物の一手販売を行うなど製造物の製造や販売に深く関与している場合が少なくない。特に、製造業者が中小企業であり、販売業者が大手企業である場合において、消費者は、販売業者として表示された大手企業のブランドを信頼して、その製造物を購入する傾向にある。そこで、製造物責任法は、このように製造物の製造や販売に深く関与し、単なる販売業者にとどまらず、実質的な製造業者として評価することのできる者に対しても、製造業者や表示製造業者と同様の製造物責任を課すものとしたのである。

しかし、このように製造物の製造や販売に深く関与している販売業者について製造業者と同様の賠償責任が認められたのは、製造物責任法に始まるものではなく、過失責任の下においても、製造物の製造や販売に深く関与している販売業者については製造業者と同様の注意義務が認められている。東京地裁昭和53年８月３日判決（『判例時報』899号307ページ）は、スモン病の原因となったキノホルム剤を自らは製造することなく，その製造者である日本チバガイギーから供給を受けて販売を行っていた武田薬品工業の民法上の不法行為責任について、武田薬品工業がかつてキノホルム剤を製造していたこと、日本チバガイギー製品を自社の国内販売網に乗せて一手販売していたことなどを考慮して、武田薬品工業は、いわゆる街の薬局のごとき単なる中間販売業者に過ぎない者ではなく、日本チバガイギーと同様の注意義務を負うものと判示している*10。

役務提供業者の製造物責任

製造物責任法は、製造物の欠陥に起因して発生した損害について、その製造業者等が負うべき賠償責任としての製造物責任を規定しており、医師や医療機関による医療行為、建築業者による建築請負行為、自動車修理業者による修理行為、産業機械の設置業者による設置行為など製造物の引き渡しを伴わない役務（サービス）の欠陥に起因する損害について、それらの役務提供業者が負うべき賠償責任について適用されないことは明らかである。

しかし、料理店における料理の提供行為などは、一方において調理および給仕という役務の提供であるとともに、他方において製造物としての料理の提供を伴うものであり、このようなハイブリッド型取引において、その製造物の欠陥に起因する損害をもって製造物責任の対象とすることができるか否かについては考え方が分かれている。

無過失責任としての製造物責任は、製造物が転々と流通して製造業者と被害者が直接の契約関係に立たなくなることによる被害者の立証負担の緩和を目的とするものであり、ハイブリッド型取引の場合においては、役務提供業者と被害者との間に直接の役務提供契約関係が介在することから、被害者の立証負担の緩和を図る必要性に乏しく、一般の契約法理に基づいて処理すれば足りるものということもできる。しかし、

通説的な見解は、製造物の引き渡しを伴う以上、役務提供契約であることをもって製造物責任法の適用を否定する理由はないものと解しており*11、ファースト・フード店で購入したジュースに混入していた異物によって咽頭(いんとう)部を負傷した事例*12、割烹料亭において提供されたイシガキダイによって食中毒が生じた事例*13においては、いずれもファースト・フード店および割烹料亭につき製造物責任法に基づく製造物責任が認められている*14。

＊1　朝見行弘「製造者の責任と非製造者の責任」山田卓生編集代表/加藤雅信編集『新・現代損害賠償法講座3－製造物責任・専門家責任』133ページ、135ページ。

＊2　第2次不法行為法リステイトメント（RESTATEMENT（SECOND）OF TORTS（1965））は、製造業者を含む製造物の販売業者をもって、厳格責任に基づく製造物責任の責任主体として規定している（同402条A）。また、製造物責任に関する第3次不法行為法リステイトメント（RESTATEMENT（THIRD）OF TORTS：PRODUCT LIABILITY（1998））は、「製造物の販売事業またはその他の流通事業に携わる者」（同1条）をもって厳格責任に基づく製造物責任の責任主体として規定したうえ、営利的製造物販売業者としての製造業者、卸売販売業者、小売販売業者などのほか、営利的非販売製造物流通業者としての賃貸業者や寄託業者などが、その範囲に含まれるものと定義している（同20条(a)項、(b)項）。

＊3　COUNCIL DIRECTIVE of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products（85/374/EEC）§1, §3Ⅲ.

＊4　東京地裁平成14年12月13日判決（『判例時報』1805号14ページ）。

＊5　EC指令は、「製造物が、売買または経済的な目的を伴う流通形態のために製造されたのではなく、かつ、事業として製造者によって製造され、または流通過程に置かれたのではないこと」を製造者が証明した場合において無過失責任に基づく製造物責任の成立を否定しており（EC指令7条c号）、アメリカにおける製造物責任に関する第3次不法行為法リステイトメントにおいても、主婦が食料品を隣人に売った場合や自動車の個人所有者がその自動車を他人に売却した場合など営業性のない場合について厳格責任は適用されないものと解されている（製造物責任に関する第3次不法行為法リステイトメント1条コメントc）。

＊6　なお、輸入業者は、過失責任の下においても製造業者と同様の注意義務を負うものとして位置づけられている（金沢地裁昭和53年3月1日判決（『判例時報』879号57ページ）〔北陸スモン事件判決〕、福岡地裁昭和53年11月14日判決（『判例時報』910号96ページ）〔福岡スモン事件判決〕、東京高裁昭和63年3月11日判決（『判例時報』1271号401-402ページ）〔クロロキン事件判決〕など）。

＊7　OEM製品とは、「相手先（供給先）ブランド製品」と呼ばれ、受注製造業者が発注元のブランドにおいて製造し、供給する製品のことをいう。

＊8　通商産業省産業政策局消費経済課編『製造物責任法の解説』116ページ。

＊9　大阪地裁平成22年11月17日判決（『判例時報』2146号80ページ）は、痩身(そうしん)器具の取扱説明書の裏面に、製造業者の名称とともに自らを発売元として記載していた事案において、当該製造物の使用者が当該取扱説明書の裏面を見るとは限らないものとして、発売元と表示した者につき「表示製造業者」に該当するものと認定している。

＊10　福岡地裁昭和53年11月14日判決（『判例時報』910号33ページ、96ページ）〔福岡スモン事件〕、金沢地裁昭和53年3月1日判決（『判例時報』879号58ページ）〔北陸スモン事件〕、京都地裁昭和54年7月2日判決（『判例時報』950号176ページ〔京都スモン事件〕、広島地裁昭和54年2月22日判決（『判例時報』920号80ページ）〔広島スモン事件〕などにおいても同様の考え方が示されている。

＊11　升田純『詳解製造物責任法』222ページ、浦川道太郎「『製造物』の定義と範囲」『判例タイムズ』862号34ページ、松本恒雄「責任主体」『判例タイムズ』862号48ページ。

＊12　名古屋地裁平成11年6月30日判決（『判例時報』1682号106ページ）。

＊13　東京地裁平成14年12月13日判決（『判例時報』1805号14ページ）、東京高裁平成17年1月26日（判例集未登載〔TKC判例データベス参照〕）。なお、浦川道太郎「イシガキダイ食中毒第一審判決に関する一考察」『判例タイムズ』1133号54ページ、加藤新太郎「イシガキダイ料理による食中毒と製造物責任」『私法判例リマークス』28号66ページ、朝見行弘「イシガキダイ食中毒による調理業者の責任と製造物責任法の適用（東京高判平成17・1・26）」『現代消費者法』2号92ページ参照。

＊14　これに対し、ハイブリッド型取引について、役務の提供と製造物の引き渡しという2つの性質のうち、いずれをもってその行為の基本的な性質として理解するのかによって、製造物責任法の適用を判断すべきであるとする考え方として、朝見行弘「製造者の責任と非製造者の責任」山田卓生編集代表/加藤雅信編集『新・現代損害賠償法講座3－製造物責任・専門家責任』133ページ、137ページ以下参照。

朝見 行弘 Asami Yukihiro
弁護士 久留米大学法科大学院教授

製造物責任を専門分野とし、特に米国製造物責任についての研究を重ねている。近年では、NPO法人消費者支援機構福岡の理事長として、消費者契約をめぐる実務にも深く関与している。